

札幌市病院局障害者活躍推進計画（令和2年3月作成）

機関名	札幌市病院局
任命権者	札幌市病院事業管理者
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
障がい者雇用に関する課題	<p>札幌市病院局においては、令和元年度現在、法定雇用率を達成できておらず、令和2年度からの会計年度任用職員の導入により、雇用率算定上の職員数が大幅に増加し、さらなる雇用率の低下が見込まれるため、採用活動をより促進していくところである。</p> <p>本活躍推進計画期間の終期までに法定雇用率の達成を目指すとともに、採用した障がい者である職員の活躍のために、以下のとおり、さらなる体制整備や各種取組の推進を図る。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p>【実雇用率】 2.60%（令和7年3月31日時点）</p> <p>（参考）令和元年6月1日時点の実雇用率1.13%</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。</p>
②定着に関する目標	<p>なし</p> <p>※今後、障がい者である職員の定着状況データを把握予定</p>
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として病院局経営管理部総務課長を選任する（選任済）。 ○障害者職業生活相談員として、病院局経営管理部総務課職員係長を選任する（選任済）。 ○役割分担及び各種相談先については、人事異動等に合わせ定期的に更新を行う。 ○障がい者である職員を支援するための研修の実施やセミナー・講習会等への参加などにより、職業生活についての理解を深める。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者である職員の能力や希望を踏まえ、職務の選定及び創出について検討を行う。 ○新規採用時又は人事異動時その他定期的に面談等を実施し、障がい者である職員の業務について適切にマッチングをできているか点検を行う。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者である職員との定期的な面談等を通じて、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者である職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	<ul style="list-style-type: none"> ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者である職員の活躍の場の拡大を推進する。 ○中途障がい者（在職中に疾病・事故等により障がい者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職場環境の整備や通院への配慮等の取組を行う。

